

新 JIS マーク制度について

経済産業省 産業技術環境局認証課

課長補佐 木野 正登

Conformity Assessment System for JIS

Masato Kino

Ministry of Economy, Trade and Industry, Conformity Assessment Division, Deputy Director

1. はじめに

JIS マークは我が国の製品に付けられるマークの中でも最も馴染みのあるマークの一つだと思われる。殆どの人が一度は JIS マークを見たことがあるだろう。JIS マーク制度とは、製品の品質などについて規定された JIS という規格に対し、製品が JIS に規定する要件に合致していると認められる場合、それを証明する「印」として「JIS マーク」を製品や包装などに表示する仕組みである。

例えば、我々の身近な製品で JIS マークが付されている製品の例として、乾電池、蛍光灯、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ、使い捨てカイロ、ノートブックなどがあり、またそれ以外にも、生コンクリートや鉄鋼製品といった、目で見ただけで品質が確認しづらい建設資材などにも活用されている。

このように、JIS マーク制度は、昭和 24 年の工業標準化法制定以来、50 年以上にわたり、JIS 規格に対する適合性評価制度として、①規制法規や公共調達での引用、②企業間取引での購入要件、③メーカーの消費者に対する情報発

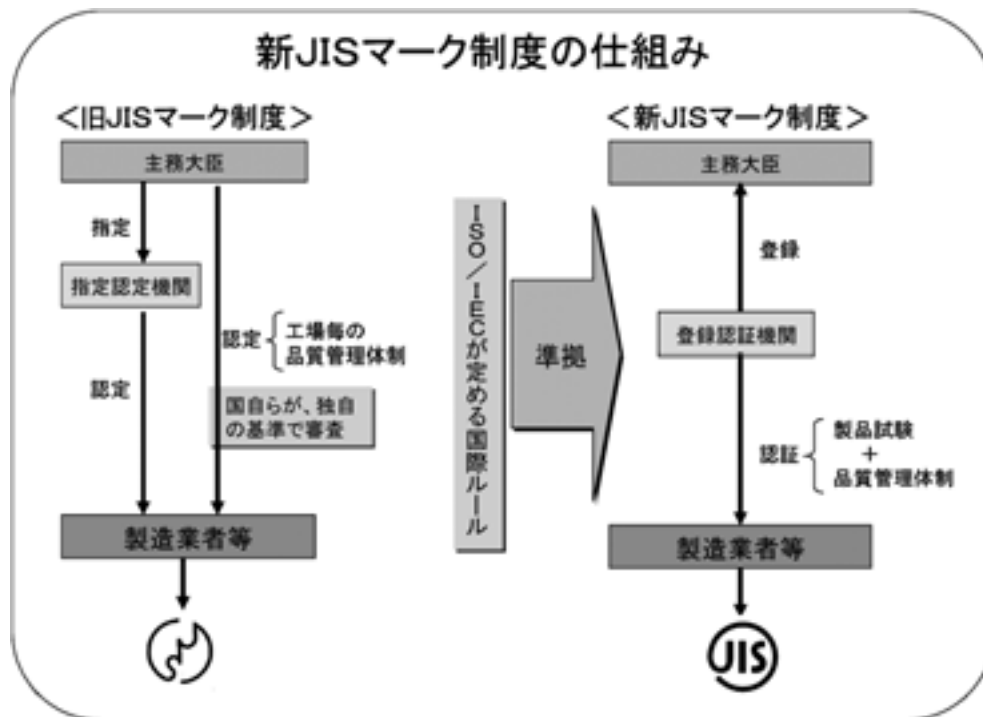
信ツール、④消費者の判断材料等々に広く活用されてきている。

今般、工業標準化法が改正され、平成 17 年 10 月 1 日から新 JIS マーク制度がスタートした。これは、WTO の TBT 協定の発効を受けた基準認証制度の国際整合化の要請、規制改革の一環として、民間活力のより一層の活用、国が JIS マークの表示対象製品を指定することによる制度の硬直化、といった課題が顕在化してきたためである。

2. 新 JIS マーク制度の特徴

新たな JIS マーク制度の特徴は、大きく次の 4 点である。第一に、旧制度では国が JIS マーク表示の認証を行ってきたが、新制度では国に登録された民間の認証機関が認証を行う仕組みへと転換する。これによって、市場ニーズに基づいたより迅速かつ多様な認証サービスが提供されることが期待できる。なお、国は、制度の運営主体として、登録認証機関が行う認証業務の水準を一定以上に保つため、認証業務のガイドラインとなる一般認証指針（JIS Q 1001）を定めたところ。

第二に、制度の国際整合化である。新制度において、国が民間の認証機関を登録する際は、



ISO/IEC の定めた国際基準、「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準（ISO/IEC ガイド 65）」を採用し、国際的に整合した適合性評価制度へと変革することとした。また、登録された認証機関は、国際的な基準に基づいた、工場の品質管理体制の審査プラス製品試験、この組み合わせによる認証を行うこととなる。

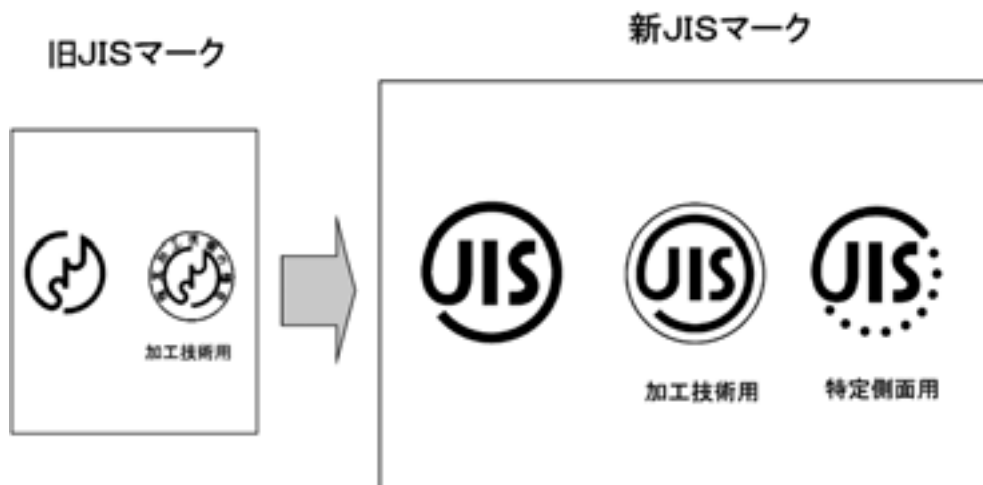
第三に、国が指定した製品に限って JIS マークの表示を認めていた「指定商品制」を廃止した。これにより、認証可能な JIS 製品規格がある全ての製品について、認証を受ければ JIS マークを表示することが可能となった。また、指定商品にあっては JIS マーク表示以外の JIS 該当性表示が禁止されていたが、これも指定商品制の廃止に伴い、JIS マーク表示以外の手段による JIS 適合表示が可能となった。今回の改正により、事業者、消費者等からの製品認証に対する幅広い要求に応えることができることとなる。

第四に、旧制度では、認証の申請は内外の製造業者又は加工業者に限定されていたが、新制度では国内の輸入業者や販売業者、海外の輸出業者も認証の申請が可能である。さらに、生産された特定数量の製品、つまりロット単位であっても認証を受けることが可能となった。

このように、旧制度が国の管理色の強い制度であったのと比較して、新 JIS マーク制度の特徴は、国際ルールに則った、多様な認証ニーズに柔軟に応えうる制度と言えるのではないかと。

3. 国による制度の信頼性の確保措置

今回の改正により、JIS マーク制度は民間第三者機関を活用した制度へと生まれ変わる事となるが、国は制度運営主体として、引き続き信頼され、さらに活用される制度とする責務がある。新制度では、登録認証機関に対する国による監督措置（報告徴収、立入検査等）について所要の規定がおかれるとともに、登録認証機



関から認証を受けた事業者に対しては、登録認証機関によるチェックが行われる。これに加え、国も必要に応じて報告徴収、立入検査及び表示の除去命令等を行うことができることとすることにより、新 JIS マークへの信頼性を担保することとしている。

また、新制度では、指定商品制の廃止にとともに、自己適合宣言の対象となる製品が拡大されることとなるが、事業者が自己適合宣言をする場合であっても、信頼性を確保することが重要である。ユーザー・消費者が信頼する自己適合宣言を行うためには、試験データによる裏付けが不可欠であり、自社における試験、あるいは信頼できる試験所への依頼試験により得た、製品の規格適合性を示す根拠を基に自己適合宣言をするのが基本である。仮に虚偽の自己適合宣言を行った場合には、不正競争防止法や、不当景品類及び不当表示防止法違反になるため、十分に留意していただくことが必要である。

なお、経済産業省としても事業者に適切な自己適合宣言を行っていただくために、JIS に対する自己適合宣言の方式等について定めたガイドラインを作成したところである。この中で、適切な自己適合宣言のあり方とは何か、自己適合宣言を製品に表示する場合には、どのような表記の仕方が望ましいのかといったようなことを

定め、これを「適合性評価—製品規格への自己適合宣言指針 JIS Q 1000: 2005」として制定した。

さらに、国は、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには試買検査による補完により、制度の信頼性の維持・向上に万全を期すこととしたい。

4. JIS マークのデザインの変更

JIS マーク制度の仕組みが変わることから、これに合わせてマークのデザインも変更した。旧 JIS マークは、約半世紀にわたり、国民の間で最も広く親しまれてきたマークの一つといえるが、今般の制度改正により、JIS マーク制度が従来のものとは違う新たな制度へと変革されることとなったため、この点を明確なメッセージとして示すため、約半世紀ぶりにマークのデザインを刷新することとしたものである。

なお、今般の制度改正により、認証の主体が転換されたことから、事業者が認証を受けてマーク表示をする際には、認証を行った認証機関の名称又は略号を明示し、どの機関が認証を行ったが分かるものとした。また、マークによる情報提供機能の充実により消費者等の製品選択に資するものとするため、JIS で定められた

事項のうち特定側面（安全、環境、高齢者・障害者配慮等）に適合したことを示すマークを新たに整備した。

5. 新 JIS マーク制度での認証取得について

次に、新 JIS マーク制度で実際に認証取得を希望する場合に、具体的にどのような手順を踏む必要があるのかといった点について解説したい。

(1) 登録認証機関の選択

新 JIS マークの認証は、国に登録された認証機関のみが行うことができ、登録認証機関以外の認証機関が、JIS マークの認証を請け負うことはできない。したがって、認証取得を希望する事業者の立場に立てば、まず、認証機関が国に登録された機関かどうかを確認することが最初のステップとなる。新制度における認証機関の登録申請の受付は、平成 17 年 4 月 1 日から開始しており、審査に合格した認証機関を 10 月 1 日以降順次登録を行ってきている。その情報については、官報や日本工業標準調査会の HP (<http://www.jisc.go.jp/>) にて公開している。

事業者が登録認証機関を選択する場合、その登録認証機関が信頼できる組織か、どのような認証を行うのか、料金はどの程度かかるのか、どのように認証の申請をすればいいのかといったようなことが関心事となろう。このため、国は、事業者が登録認証機関を選別するための情報を提供するため、改正工業標準化法により、登録認証機関に対して必要な種々の情報の開示を義務づけている。

一つ目は登録認証機関の登録の区分及び認証する対象 JIS である。事業者は、まず、認証を受けたい JIS についてどの認証機関が対応可能なのかという観点でチェックをし、適切な登録認証機関を選んでいただくことが必要となる。

二つ目は認証の区域である。事業者の方々に

は、自らの事業所の存在する地域をカバーする認証機関を選んでいただくことが必要となる。

三つ目は認証の料金算定基準である。料金は事業者にとって重要な関心事かと考えられるが、登録認証機関の料金算定基準は国への届け出が必要である。登録認証機関の設定する料金の算定基準を開示してもらい、透明性を高めること、これにより事業者の方々の認証機関の選択の際の情報として役立てていくことが必要である。

最後が認証の手順である。当然のことながら、事業者の方々にとっては、登録認証機関の行う具体的な認証の方法が分からないと、どの認証機関に申請すべきか判断しにくいと考えられ、登録認証機関には認証手順に関する情報開示を求めることとしている。

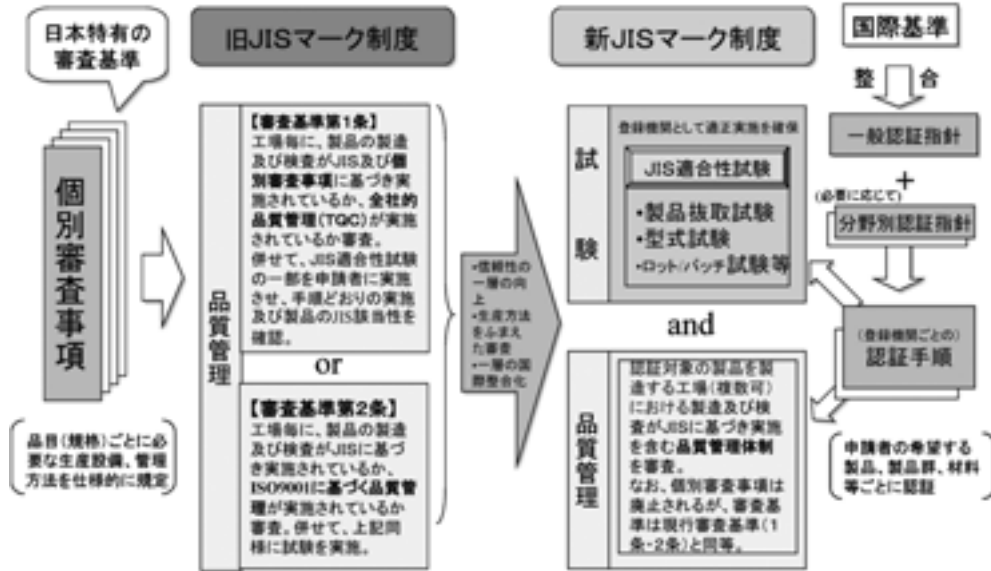
(2) 認証の手順

次に、登録認証機関はどういう手順で認証をしていくのかといった流れについて説明したい。登録認証機関は、対象となる JIS、それから国が定める認証指針、さらにはこの認証指針に基づいて登録認証機関ごとにそれぞれ定める認証の手順、という三つの基準を用いて審査をしていくことになる。

新制度は、これまでの工場ごとの認証方式から製品認証方式に変わることがポイントである。旧制度では工場又は事業場ごとに社内標準化を含めた品質管理体制が構築されていることを審査基準及び個別審査事項に基づいて、国または国の代行機関としての指定認定機関が審査をしていたが、新制度では、①工場の品質管理体制の審査、と同時に、②製品自体の JIS 適合性試験の二つの組み合わせによる認証に変えていくこととなる。

旧制度と異なるのは、②の製品の規格適合性試験についても、登録認証機関の責任において行うことが求められるという点である。

(参考) 認証スキームの対比



6. 経過措置

今般の制度改正では、3年間の経過措置が設けられており、平成17年10月1日から平成20年9月30日までは、新旧両制度が併存することとなる。旧JISマーク制度での認定を受けている事業者の方は、新制度施行後も3年間に限り、旧JISマークを付することができるが、この間は、旧制度下の既認定業者に対する義務として、公示検査等所要の監督制度は維持されることとなる。新制度での認証取得を希望される事業者の方は、適切なタイミングで新制度での認証申請をしていただくことが必要である。

7. 今般の制度改正のメリット

鉱工業品の製造業者等にとって、JIS適合表示に関し、選択の幅が大幅に拡大することになる。新制度の下では、これまで指定商品でなかったものについても、認証を受ければJIS

マーク表示が可能となり、消費者やユーザーにとっても、これまでJISマークが表示されることのなかった様々な商品にJISマークが表示されることが可能となることから、商品選択に当たっての情報が増え、利便性の向上が期待される。

また、登録認証機関や登録試験事業者の参入要件が法律に明記され、国の規制制度の運用について、一層の透明性の向上・合理化が図られることとなる。

さらに、JISマークの認証の申請を行うことができるのは、新制度では、製造業者のみならず、輸入業者、販売業者の方もマーク制度の活用が可能となり、例えば、現に作られた製品についてロット単位、バッチ単位で認証を受けることが可能となるなど、使い勝手が飛躍的に向上した。

JISマーク制度は、日本企業、国民の間で定着した認証制度であり、アジアを中心とした海外企業にとって、JISマーク制度の活用は、「品質への信頼のパスポート」として、日本市

場における、また現地に進出した日系企業とのビジネスチャンスを開拓する有効なツールになると期待している。また、日本企業や日系企業の立場からみれば、海外調達や現地調達を行う際に、調達先に品質管理のツールとして、JIS マーク制度を活用することが可能ではないかと考えている。

また、製品認証に関する強制法規に JIS 規格

を引用したり、JIS マーク制度を採用することにより、JIS マークを取得すれば強制法規に関する認証を受けたことと同じ扱いをするということが実現すれば、重複検査を排除することができることから、将来のワンストップ TESTING のための基盤としての役割も期待されているところである。

NGF ホームページのご案内

(社)ニューグラスフォーラムでは下記のホームページを開設しております。
<http://www.ngf.or.jp> 是非一度アクセスして下さい。

1. NGF の開催する各種研究会・研修会のご案内が出ています。
2. 機関誌「NEW GLASS」の目次及び 2 年以前は内容が PDF 化されています。
3. 「ガラス用語集」「ガラス物性測定方法集」等も纏められています。
4. NGF の定款・組織・会員等が「事務局だより」にあります。
5. 関連の学会・行事等をお知らせするイベントカレンダーが新設されました。